

南砺市農業委員会告示第8号

空き家に付随する農地の下限面積（別段の面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、下限面積（別段の面積）について、次のとおり定める。

令和4年5月9日

南砺市農業委員会
会長 前川 十一

農地法施行規則第17条第2項

下限面積	別段の面積を設定する区域
0.1 アール	南砺市城端字宥音塚島 2255 南砺市城端字宥音塚島 2256-1 南砺市二日町字中島 527-1 南砺市二日町字中島 527-5 南砺市二日町字中島 527-6 南砺市二日町字中島 534-3